

令和8年度第1回韮崎市障がい者施策推進協議会

日 時 令和8年8月31日（月）13:30～

場 所 韮崎市役所別館2階201会議室

次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 自己紹介
4. 議事
 - (1) 第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の概要
 - (2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画目標値と達成状況
 - (3) 計画策定スケジュール
 - (4) その他
5. 閉会

韮崎市障がい者施策推進協議会 委員名簿

【委嘱期間：R7.4.1～R10.3.31（3年）】

番号	区分	氏名	所属・役職	備考
1	障がい者及びその家族	杉山 浩子	韮崎市心身障がい児（者）父母の会 会長	副会長
2		今福 久子	韮崎市身体障害者福祉会 会長	
3	障がい者の自立及び 社会参加に関する事業 に従事する者	栗原 信	社会福祉法人信和会 理事長	
4		小泉 三重子	社会福祉法人山梨県障害者援護協会 相談支援センターあさひテラス 相談支援専門員	
5		坂本 誠	社会福祉法人ハヶ岳名水会 障がい者就業・生活支援センター陽だまり センター長	
6	学識経験のある者	飯室 正明	社会福祉法人三井福祉会 相談支援事業所アンダンテ 相談支援アドバイザー	会長
7		梶山 礼子	医療法人韮崎東ヶ丘病院 医療相談室 精神保健福祉士	
8	関係行政機関の職員	堀内 彩	山梨県立あけぼの医療福祉センター 峡北地域療育コーディネーター	
9		功刀 重文	社会福祉法人韮崎市社会福祉協議会 事務局長	
10	庁内関係課担当者 （事務局扱い）	田中 亮	教育課指導主事	
11		福田 望	健康づくり課保健指導担当リーダー・保健師	
12		古屋 亜由美	長寿介護課介護支援担当リーダー・保健師	
13		小屋 理恵	こども子育て課こども相談担当リーダー・保健師	
14	事務局	平賀 教人	福祉課長	
15		西海 希美	福祉課課長補佐兼障がい福祉担当リーダー	
16		金原 沙江子	福祉課障がい福祉担当主任・社会福祉士	
17		森澤 真名	福祉課障がい福祉担当主事・社会福祉士	
18		清水 颯真	福祉課障がい福祉担当主事・社会福祉士	

第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定について

障がい福祉計画、障がい児福祉計画とは

「障がい福祉計画」は障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)第 88 条第1項、「障がい児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して、主に施策の数値目標と障害福祉サービスや障害児通所支援等の必要な見込量を3年ごとに策定する計画である。第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画は、令和9年度から令和11年度を計画年度として策定する。

○障害者総合支援法第 88 条(抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

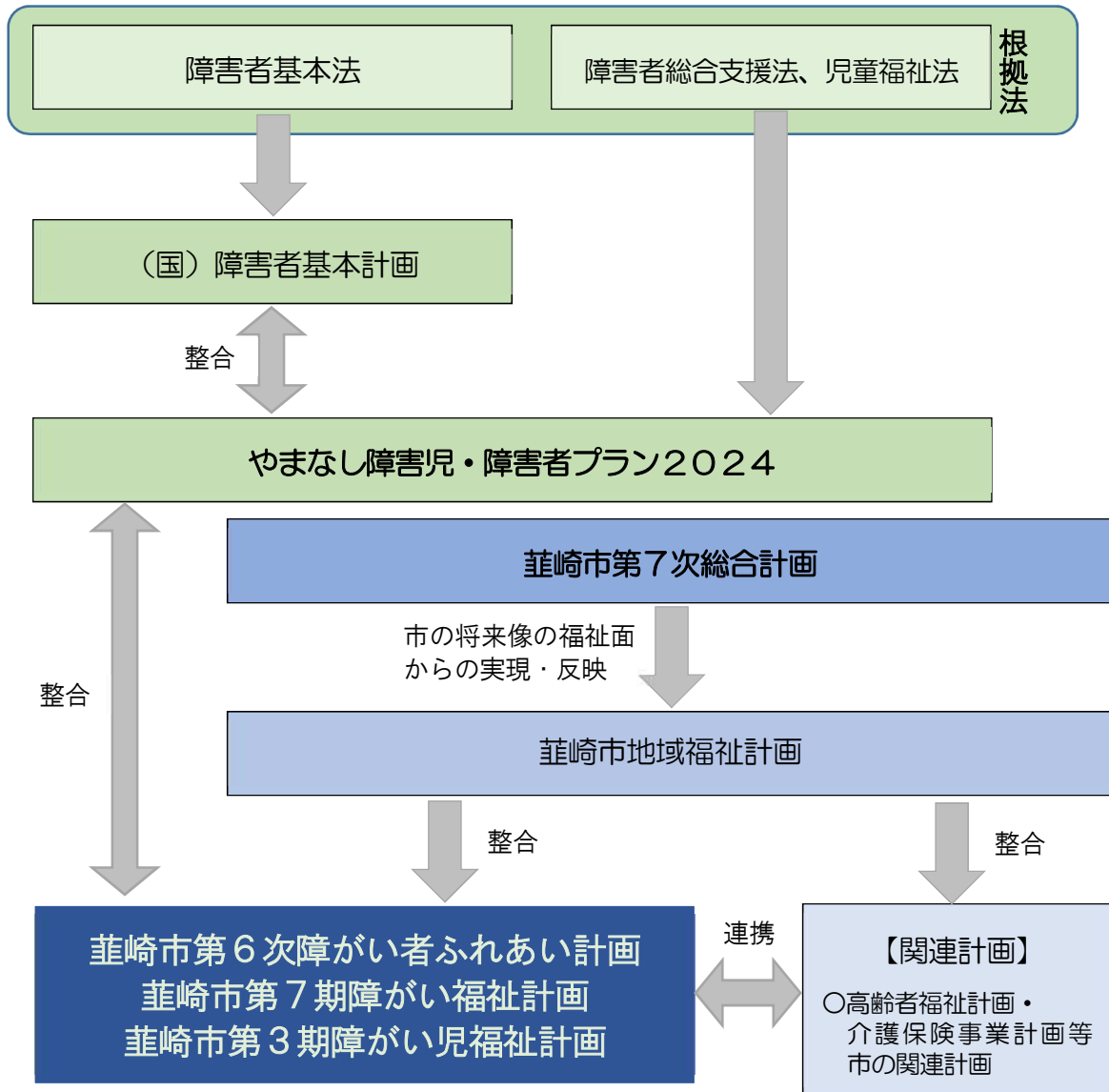
○児童福祉法第 33 条の 20(抜粋)

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

計画期間

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
荏崎市第6次障がい者ふれあい計画					
荏崎市第7期障がい福祉計画 荏崎市第3期障がい児福祉計画(現計画)					
評価・計画策定			荏崎市第8期障がい福祉計画 荏崎市第4期障がい児福祉計画		

【計画の位置づけ】



資料 2

障害福祉計画に係る国の基本指針において示されている目標数値等(抜粋)

※下線部:見直し及び新規

成果目標（達成すべき基本的な目標）	活動指標（目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標）
① 施設入所者の地域生活への移行	
見直し【地域生活移行者の増加】 令和7年度末時点の施設入所者の<u>6%以上</u>が地域生活へ移行する。 見直し【施設入所者数の削減】 令和7年度末時点の施設入所者数から<u>5%以上</u>削減する。	(都道府県・市町村) ○ 利用者数、利用時間数 ・ 訪問系サービス（居宅介護等） ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 短期入所（福祉型、医療型） ○ 利用者数 ・ 自立生活援助 ・ 共同生活援助 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援 ・ 施設入所支援
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
見直し【精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数】 令和11年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を<u>319.3日以上</u>とすることを基本とする。 見直し【精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満、新75歳以上、新40歳以上の認知症である者）】 令和11年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満、新75歳以上、新40歳以上の認知症である者）を、国が提示する推計式を用いて設定 見直し【退院患者の精神病床への再入院率】 ・ 退院後90日時点の再入院率を<u>10.3%以下</u>とする。 ・ 退院後180日時点の再入院率を<u>17.4%以下</u>とする。 ・ 退院後365日時点再入院率を<u>25.7%以下</u>とする。	(都道府県・市町村) 精神障害者における利用者数 ・ 地域移行支援 ・ 共同生活援助 ・ 地域定着支援 ・ 自立生活援助 ・ 自立訓練（生活訓練） 新 短期入所 (市町村) ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の年間の開催回数 ・ 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ・ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
③ 福祉施設から一般就労への移行等	
【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】 見直し① 令和11年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和6年度実績の<u>1.31倍以上</u>とすることを基本。併せて、就労移行支援、就	(都道府県・市町村) ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数

労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。 見直し② 就労移行支援について、<u>令和11年度中に令和6年度実績の1.14倍以上</u>とすることを基本とする。 見直し③ 就労継続支援A型及びB型について、それぞれ、<u>令和11年度中に令和6年度実績の概ね1.52倍以上、1.67倍以上</u>を目指す。 【職場定着率の増加】 見直し① 就労定着支援の利用者数について、<u>令和6年度実績の1.47倍以上</u>とすることを基本とする。 新 就労選択支援を提供できる体制の確保に努めるとともに協議会設置圏域ごと1事業所以上設置することを基本とする。 新 就労選択支援の積極的な利用を促すため、<u>令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を28,000人以上とする。</u>	(都道府県) ○ 障害者に対する福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数 ○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数 ○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数 ○ 障害者に対する職業訓練の受講者数
④ 障害児支援の提供体制の整備等	
【障害児に対する重層的な地域支援体制の構築】 見直し 児童発達支援センターの中核的支援機能の確保 【重症心身障害児・医療的ケア児への支援】 見直し <u>令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を1カ所以上確保することを基本とする。また、地域の実情により主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所の確保であっても差し支えない。</u> 見直し <u>令和11年度末までに、各都道府県において保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び支援を総合調整するコーディネーターの配置を基本とする。各市町村において、関係機関が連携を図る協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。</u>	(都道府県・市町村) ○ 利用児童数、利用日数 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ○ 利用児童数 障害児相談支援 ○ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

⑤ 地域生活支援の充実	
【強度行動障害を有する者への支援体制の充実】 見直し 令和 11 年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、<u>地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める</u>ことを基本とする。	
⑥ 相談支援体制の充実・強化等	
新【相談支援体制の充実・強化等】 都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行なうとともに、相談支援専門員の計画的な要請等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和 11 年度末までに、<u>のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。</u>	
⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるため取組に係る体制の構築	
【障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築】 見直し 令和 11 年度末までに、市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制を構築する。	(市町村) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
【新】高次脳機能障害者支援の一層の充実	
	(都道府県・市町村) ○ 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 ○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 ○ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 ○ 高次脳機能障害者支援センターの相談支援、外部機関や地域住民への研修、啓発
発達障害者支援の一層の充実	
	(都道府県・市町村) ○ 発達障害者支援地域協議会の開催 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援 ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言、外部機関や地域住民への研修、啓発 ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ○ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

【第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 基本指針における実績状況】

○障がい福祉計画

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	説明
地域生活移行者数（人）	4	
6年度からの移行者累計（人）	4	令和6年度から令和8年度末までの間に施設入所から地域生活に移行する者の数と割合
地域移行の割合（％）	8.3	
6年度からの地域移行の割合（％）	8.3	
施設入所者数の削減数（人）	4	
令和4年度末からの削減累計（人）	4	令和4年度末の施設入所者48人からの減少数
削減の割合（％）	8.3	
令和4年度末からの削減の割合（％）	8.3	

7年度	
数値	目標との差
2	△ 2
3	△ 1
4.1	△ 4.2
6.1	△ 2.2
3	△ 1
7	3
6.3	△ 2.0
14.6	6.3

4年度	5年度 実績	6年度
2	0	1
-	-	-
3.9	0.0	2.0
-	-	-
3	7	4
-	-	-
5.9	13.8	8.3
-	-	-

※基準となるR元年度末の施設入所者数は51人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	活動指標 (R7)	説明
1. 年間の開催回数（回）	7	
保健、医療、福祉、介護等の関係者の参画の有無（人）	14	左記の活動指標により定期的に状況の確認を行う
協議の場における目標の設定数（項目）	2	
協議の場における評価の実績状況（回）	1	

7年度	
数値	目標との差
8	1
14	0
3	1
1	0

4年度	5年度 実績	6年度
3	8	12
14	14	13
2	2	3
1	1	1

3 地域生活支援拠点等の整備

項目	活動指標 (R7)	説明
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	1	
障害福祉サービス事業所等の担当者の配置の有無	有	
支援体制及び緊急時の体制連絡の構築の有無	有	左記の活動指標により定期的に状況の確認を行う
地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	7	
強度行動障がい有する者への支援ニーズの把握等についての取り組み	無	

7年度	
数値	目標との差
0	△ 1
有	-
無	-
5	△ 2
無	-

4年度	5年度 実績	6年度
※新規指標		0
※新規指標		有
※新規指標		無
3	8	6
※新規指標		無

資料3

※R4年度、R5年度は第6期のため目

標値や指標が異なります

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	説明	7年度			4年度	5年度	6年度
			数値	目標との差	実績			
一般就労への移行者数（人）	9	福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する者の人数とその倍率（令和3年度末4人）	5	△ 4		5	4	3
移行の倍率（倍）	2.25		1.3	△ 1.0		1	0.8	0.8
就労移行支援における一般就労移行者数（人）	3	就労移行支援により一般就労へ移行する者の人数とその倍率（令和3年度末0人）	1	△ 2		3	1	0
移行の倍率（倍）	-		-	-		1.5	0.5	-
就労継続支援A型における一般就労移行者数（人）	3	就労継続支援A型から一般就労へ移行する者の人数とその倍率（令和3年度末 2人）	1	△ 2		2	1	3
移行の倍率（倍）	1.5		0.5	△ 1.0		0.7	0.3	1.5
就労継続支援B型における一般就労移行者数（人）	3	就労継続支援B型から一般就労へ移行する者の人数とその倍率（令和3年度末 2人）	3	0		0	2	0
移行の倍率（倍）	1.5		1.5	0.0		-	-	-

※第7期計画と目標設定が異なります。

5 就労移行支援事業所の事業所ごとの移行率

項目	目標値	説明	7年度		4年度	5年度	6年度
			数値	目標との差			
令和8年度末における就労移行支援事業所数（箇所）	1	就労移行支援事業所の数	1	1	※新規指標		0
そのうち就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所数（箇所）	1	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	0	△ 1			0
割合(%)	50	割合が5割以上の事業所の割合	0.0	△ 50			0.0

6 就労定着支援事業の利用率・就労定着支援支援事業による就労定着率

項目	目標値	説明	7年度		4年度	5年度	6年度
			数値	目標との差			
令和8年度末における就労定着支援事業利用者数（人）	6	就労定着支援事業の利用者数	2	△ 4	※新規指標		1
令和8年度末における就労定着支援事業所数（箇所）	1	就労定着支援事業所の数	1	0			1
そのうち、就労定着率が7割以上の事業所数（箇所）	1	就労定着率7割以上の事業所の数	1	0			1
割合(%)	25	就労定着率7割以上の事業所の割合	100	75			100

○障がい福祉計画（続き）

7 相談支援体制の充実・強化

項目	活動指標 (R7)	説明	7年度		4年度	5年度	6年度
			数値	目標との差	実績		
基幹相談支援センター等の設置数（箇所）	1	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の実施	1	0	1	1	1
	9	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10	1	8	9	9
	10	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10	0	10	10	12
	12	地域の相談支援機関との連携強化の取り組みの実施回数	12	0	12	12	12
	8	個別事例の支援内容の検証の実施回数	6	△2	※新規指標		
協議会の体制確保	0	主任相談支援専門員の配置数	0	0			
	有	地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制確保	有	-			
	5	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	4	-			
	46	協議会の参加事業者・機関数	27	-			
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	5	協議会の専門部会設置数	4	-			
	38	協議会の専門部会の実施回数	28	-			

8 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

項目	活動指標 (R7)	説明	4年度	5年度	6年度
			実績		
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（人）	3	相談支援従事者研修等を活用した市職員の受講人数	実施無	実施有	実施無
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果やその分析結果を活用した取り組みの実施（実施の有無・回）	無	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	無	無	無
	-		-	-	-

○障がい児福祉計画

1 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

項目	目標値	説明	4年度	5年度	6年度
			実績		
児童発達支援センターの設置数（箇所）	4	児童発達支援センターの設置数（市町村もしくは圏域）	3	7	5
	3	そのうち、圏域で設置する数	3	6	4
地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無	有	保育所等訪問支援の体制整備や、保育・教育施設などとの連携	※新規指標		
					有

2 重症心身障害児を支援する事業所の確保

項目	目標値	説明	7年度		4年度	5年度	6年度
	目標値	説明	数値	目標との差		実績	
児童発達支援事業所数（箇所）	6	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（市町村もしくは圏域）	13	7	1	7	8
	5	そのうち、圏域で設置する数	12	7	1	6	7
放課後等デイサービス事業所数（箇所）	11	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（市町村もしくは圏域）	12	1	3	11	15
	9	そのうち、圏域で設置する数	11	2	3	10	14

3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

項目	目標値	説明	7年度		4年度	5年度	6年度
	目標値	説明	数値	目標との差		実績	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場（箇所）	1	圏域及び市町村における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置状況	1	0	1	1	1
コーデイネーターの配置数（人）	1	基幹相談支援センター、障がい児相談支援事業所における、医療的ケア児等コーデイネーターの配置人数	3	2	0	0	2

※見込量の単位

時間…月間のサービス提供時間

人日…月間の利用人員×一人一月あたりの平均利用日数

人数…月間の利用人数

【計画におけるサービス見込量】

○障がい福祉計画

1 訪問系サービス

サービスの種類	区分	第7期計画		
		7年度		
		人数	時間	人日
居宅介護	計画値	57	735	
	実績	57	935	
	差	0	200	
重度訪問介護	計画値	2	95	
	実績	2	113	
	差	0	18	
同行援護	計画値	2	5	
	実績	1	15	
	差	△ 1	10	
行動援護	計画値	6	120	
	実績	6	61	
	差	0	△ 59	
重度障害者等包括支援	計画値	0	0	
	実績	0	0	
	差	0	0	

2 日中活動系サービス

サービスの種類	区分	第7期計画		
		7年度		
		人数	時間	人日
生活介護	計画値	103	2,065	
	実績	96	1,920	
	差	△ 7	△ 145	
自立訓練（機能訓練）	計画値	2	13	
	実績	1	9	
	差	△ 1	△ 4	
自立訓練（生活訓練）	計画値	3	62	
	実績	3	63	
	差	0	1	

【参考】

第6期計画				第7期計画	
4年度	5年度			6年度	
人数	時間	人数	時間	人数	時間
46	652	47	678	55	728
55	711	56	855	54	854
9	59	9	177	△ 1	126
6	259	6	259	2	95
3	7	2	52	2	57
△ 3	△ 252	△ 4	△ 207	0	△ 38
1	4	2	6	1	4
1	2	2	7	2	13
0	△ 2	0	1	1	9
7	150	8	157	6	120
6	106	6	101	5	44
△ 1	△ 44	△ 2	△ 56	△ 1	△ 76
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0

第6期計画				第7期計画	
4年度	5年度			6年度	
人数	人日	人数	人日	人数	人日
105	2,214	105	2,214	103	2,065
103	1,959	100	2,002	97	1,930
△ 2	△ 255	△ 5	△ 212	△ 6	△ 135
1	15	1	15	2	13
2	19	1	9	1	10
1	4	0	△ 6	△ 1	△ 3
2	38	2	38	3	61
3	60	6	96	6	122
1	22	4	58	3	61

就労移行支援	計画値	3	65
	実績	6	90
	差	3	25
就労継続支援（A型）	計画値	19	370
	実績	25	475
	差	6	105
就労継続支援（B型）	計画値	103	1,898
	実績	122	2,074
	差	19	176
就労定着支援	計画値	2	
	実績	1	
	差	△ 1	
療養介護	計画値	6	
	実績	5	
	差	△ 1	
短期入所（福祉型）	計画値	18	184
	実績	19	133
	差	1	△ 51
短期入所（医療型）	計画値	2	11
	実績	3	27
	差	1	16

3 居住系サービス

サービスの種類	区分	第7期計画	
		7年度	
		人数	入日
自立生活援助	計画値	1	
	実績	1	
	差	0	
共同生活援助	計画値	38	
	実績	48	
	差	10	
施設入所支援	計画値	45	
	実績	44	
	差	△ 1	

2	42	2	42	3	65
7	118	3	54	2	36
5	76	1	12	△ 1	△ 29
39	658	43	714	19	370
22	443	19	382	20	402
△ 17	△ 215	△ 24	△ 332	1	32
90	1,761	91	1,795	101	1,848
97	1,743	110	1,988	117	2,108
7	△ 18	19	193	16	260
4		6		1	
0		1		1	
△ 4		△ 5		0	
6		7		6	
6		5		5	
0		△ 2		△ 1	
26	242	27	252	18	184
18	184	21	236	26	260
△ 8	△ 58	△ 6	△ 16	8	76
4	40	4	40	2	11
2	11	2	20	3	20
△ 2	△ 29	△ 2	△ 20	1	9

第6期計画	第7期計画			
	5年度			
	4年度	人数	入日	入日
6		8		1
1		2		1
△ 5		△ 6		0
32		33		36
32		35		41
0		2		5
49		48		45
48		45		43
△ 1		△ 3		△ 2

4 相談支援

サービスの種類	区分	第7期計画		
		7年度		
		人数	人日	人日
計画相談支援	計画値	105		
	実績	110		
	無	5		
地域移行支援	計画値	3		
	実績	1		
	差	△ 2		
地域定着支援	計画値	7		
	実績	6		
	差	△ 1		

第6期計画						第7期計画		
4年度			5年度			6年度		
人数	人日	人日	人数	人日	人日	人数	人日	人日
120			138			100		
96			97			108		
△ 24			△ 41			8		
1			2			3		
4			5			6		
3			3			3		
7			8			7		
6			6			7		
△ 1			△ 2			0		

○障がい児福祉計画

1 障害児通所支援

サービスの種類	区分	第7期計画		
		7年度		
		人数	人日	人日
児童発達支援・ 医療型児童発達支援	計画値	25		270
	実績	28		316
	差	3		46
放課後等デイサービス	計画値	69		750
	実績	87		1,044
	差	18		294
保育所等訪問支援	計画値	22		22
	実績	30		
	差	8		△ 22
居宅訪問型児童発達支援	計画値	0		0
	実績	0		0
	差	0		0
障害児相談支援	計画値	33		
	実績	40		
	差	7		

※参考値	第6期計画						第7期計画		
	4年度			5年度			6年度		
	人数	人日	人日	人数	人日	人日	人数	人日	人日
児童発達支援	25	298		28	325		24	260	
	22	223		25	275		26	286	
	△ 3	△ 75		△ 3	△ 50		2	26	
医療型児童発達支援	1	12		1	15				
	0	3		1	9				
	△ 1	△ 9		0	△ 6				
	39	488		40	560		64	720	
	55	658		70	837		80	961	
	16	170		30	277		16	241	
	14	16		18	21		20	20	
	15	15		19	19		25	25	
	1	△ 1		1	△ 2		5	5	
	0	0		0	0		0	0	
	0	0		0	0		0	0	
	0	0		0	0		0	0	
	25			29			29		
	24			30			35		
	△ 1			1			6		

※第7期計画から、児童発達支援と医療型児童発達支援は区別せず集計となる。

【地域生活支援事業見込量に対する実績】

○必須事業

【参考】

事業の種類	区分	単位	第7期計画	
			7年度	
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施の有無	有	
	実績		有	
自発的活動支援事業	計画値	実施の有無	有	
	実績		有	
相談支援事業				
指定特定相談支援事業所	計画値	設置数	4	5
	実績		6	6
指定一般相談支援事業	計画値		0	0
	実績		0	0
指定障害児相談支援事業所	計画値		0	1
	実績		2	2
基幹相談支援センター	計画値	実施の有無	有	有
	実績		有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	実施の有無	有	有
	実績		有	有
住宅入居等支援事業	計画値	件	0	0
	実績		0	0
成年後見制度利用支援事業	計画値	件	2	2
	実績		2	4
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	実施の有無	有	有
	実績		有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者設置事業	計画値	実施の有無	有	有
	実績		有	有
手話通訳者派遣事業	計画値	件	170	180
	実績		204	164
要約筆記者派遣事業	計画値	件	1	1
	実績		0	0

事業の種類	区分	単位	第7期計画	
			7年度	
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施の有無	有	
	実績		有	
自発的活動支援事業	計画値	実施の有無	有	
	実績		有	
相談支援事業				
指定特定相談支援事業所	計画値	設置数	4	5
	実績		6	6
指定一般相談支援事業	計画値		0	0
	実績		0	0
指定障害児相談支援事業所	計画値		0	1
	実績		2	2
基幹相談支援センター	計画値	実施の有無	有	有
	実績		有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	実施の有無	有	有
	実績		有	有
住宅入居等支援事業	計画値	件	0	0
	実績		0	0
成年後見制度利用支援事業	計画値	件	2	2
	実績		2	4
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	実施の有無	有	有
	実績		有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者設置事業	計画値	実施の有無	有	有
	実績		有	有
手話通訳者派遣事業	計画値	件	170	180
	実績		204	164
要約筆記者派遣事業	計画値	件	1	1
	実績		0	0

○必須事業（続き）

事業の種類	区分	単位	第7期計画	
			7年度	
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	計画値	件	3	
	実績		1	
自立生活支援用具	計画値	件	5	
	実績		4	
在宅療養等支援用具	計画値	件	2	
	実績		1	
情報・意思疎通支援用具	計画値	件	12	
	実績		8	
排泄管理支援用具	計画値	件	550	
	実績		520	
住宅改修費	計画値	件	2	
	実績		1	
手話奉仕員養成研修事業	計画値	実施の有無	有	
	実績		有	
移動支援事業	計画値	事業所数	17	
	実績		15	
	計画値	人数	78	
	実績		30	
	計画値	時間	2,400	
	実績		1,673	
地域活動支援センター				
市内事業所	計画値	事業所数	2	
	実績		2	
	計画値	人数	11	
	実績		8	
市外事業所	計画値	事業所数	4	
	実績		4	
	計画値	人数	6	
	実績		3	

第6期計画		第7期計画	
4年度	5年度	4年度	6年度
2	2	2	3
5	0	0	0
2	2	2	4
4	3	3	6
2	2	2	2
1	6	6	4
28	28	28	10
4	7	7	8
570	570	570	550
586	590	590	547
2	2	2	2
2	3	3	0
有	有	有	有
有	有	有	有
15	16	16	16
15	16	16	16
98	100	100	75
51	49	49	47
2,296	2,315	2,315	2,400
1,759	2,118	2,118	1,845
2	2	2	2
2	2	2	2
13	14	14	10
8	11	11	9
4	4	4	4
4	4	4	4
8	9	9	5
4	3	3	2

○任意事業

事業の種類	区分	単位	第7期計画
			7年度
日中一時支援事業	計画値	事業所数	33
	実績		33
	計画値	人数	95
	実績		72
	計画値	時間	9,650
	実績		4,420
声の広報事業	計画値	人数	6
	実績		2

第6期計画		第7期計画	
4年度	5年度	4年度	5年度
26	27	32	32
31	31	36	36
86	88	90	90
84	88	91	91
9,905	9,924	9,650	9,650
8,953	13,303	6,704	6,704
13	13	6	6
7	5	3	3

障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定スケジュール												
年度	R8年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障がい者 施策推進協議会					第1回 ・計画策定について ・スケジュール ・現計画の進捗状況		第2回 ・計画素案		第3回 ・計画(案)校正		第3回 ・計画承認	
事務局事務					第1回 通知		第2回 通知		第3回 通知			
自立支援協議会							◎協議会本会				◎協議会本会	
素案・案の作成				基本的事項の確認 ・現計画の内容確認 ・策定方針・工程の検討 市町村 成果目標・サービス見込量調査(県提出)			計画素案作成		計画(案)校正 計画案を 随時校正	パブリックコ メント実施		計画書作成 県に報告
県の動き	○市町村説明会				○市町村ヒアリング ○市町村 成果目標・サービス見込量確		○県の計画の素案確定					

韮崎市障がい者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。次条において「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、韮崎市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、市長に意見を述べること。
- (2) 本市における障がい者（法第2条第1号に規定する障害者をいう。次号及び第4条において同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 本市における障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に関し、同条第10項の規定により、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者及びその家族
- (2) 障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。